

岐阜市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱

平成28年3月25日決裁

改正 平成28年7月15日決裁

改正 平成29年6月30日決裁

改正 令和元年7月12日決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）並びに介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号）において使用する用語の例による。

(総合事業の種類、内容等)

第3条 総合事業として実施する事業（以下「事業」という。）の種類及び内容は、別表第1に掲げる総合事業によるサービスの類型及び種類に応じ、同表に定めるとおりとする。

2 事業の具体的な内容、手順その他の必要な事項は、この要綱及び事業に関する要綱に定めるもののほか、地域支援事業の実施について（平成18年6月9日付け老発第0609001号厚生労働省老健局長通知）別紙に定める地域支援事業実施要綱（以下「国要綱」という。）に定めるところによる。

(第1号事業支給費)

第4条 第1号事業支給費の1単位当たりの単価は、別表第1に定めるとおりとする。

(費用額及び利用者負担額)

第5条 総合事業における費用額及び利用者負担額は、次の各号に掲げる事業の種類に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 訪問介護相当サービス事業及び通所介護相当サービス事業 国要綱別添1に規定する単位数を基準として、介護報酬の算定と同様の方法により算出された額
- (2) 基準緩和型デイサービス事業 別表第2の1の表に掲げる事業の内容に応じた単位数を基準として、介護報酬の算定と同様の方法により算出された額
- (3) 運動器機能向上事業及び認知症予防事業 別表第2の2の表に掲げる事業の区分に応じ、同表に定める額
- (4) 前3号以外の事業 別に定める額

(第1号事業支給費の上限額)

第6条 総合事業の第1号事業支給費（訪問介護相当サービス、通所介護相当サービス及び基準緩和型デイサービスに限る。）は、次項及び第3項の規定による額（以下「支給限度額」という。）を上限として支給するものとする。

2 事業対象者の支給限度額の算定は、法第55条の規定の例によるものとし、法第27条第5項前段（同法第28条第4項前段、第29条第2項前段及び第30条第2項前段において準用する場合を

含む。)又は第36条の規定により要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成11年厚生省令第58号)第2条第1項第1号に規定する要支援1の判定を受けている被保険者の支給限度額を基準とする。

3 要支援者の支給限度額は、予防給付の給付と一体的に管理するものとする。

(秘密保持)

第7条 事業を実施するもの(以下「事業者」という。)は、事業に関して知り得た個人情報その他の秘密を他に漏らしてはならない。事業を終了し、中止し、若しくは停止し、又は事業の委託を解除された後も同様とする。

2 事業者は、事業に従事する者又は従事したことがある者が、正当な理由なく、その業務上知り得た事業を利用する者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(記録の整備)

第8条 事業者は、事業に係る記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(岐阜市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱の廃止)

2 岐阜市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱(平成25年5月31日決裁)は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成28年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

別表第1(第3条、第4条関係)

類型	種類		内容	単価 (1単位当たり)
	サービス	事業		
訪問型サービス	訪問介護	訪問介護相当サービス事業	訪問介護員による身体介護・生活援助を行う。	10円に厚生労働大臣が定める一単位の単価(平成27年厚生労働省告示第93号。以下「単価告示」という。)に定める岐阜市の地域区分における訪問介護の割合を乗じて得た額

	訪問型サービスB	住民主体型訪問サービス事業	地域住民が主体となって要支援者等に対して訪問サービスを提供し、日常生活上の支援を行う。	
	訪問型サービスC	まめかな訪問事業	地域包括支援センターの職員が総合事業を利用する要支援者又は事業対象者（以下「要支援者等」という。）の自宅を訪問し、介護予防に関する相談又は指導を実施する。	
通所型サービス	通所介護	通所介護相当サービス事業	通所介護サービスを提供する施設で必要な日常生活上の支援を行う。	10円に単価告示に定める岐阜市の地域区分における通所介護の割合を乗じて得た額
	通所型サービスA	基準緩和型デイサービス事業	通所介護相当サービス事業の指定に係る基準を緩和した基準により指定を受けた事業者により、2時間を基準として通所介護相当サービス事業と同程度の支援を行う。	10円に単価告示に定める岐阜市の地域区分における通所介護の割合を乗じて得た額
	通所型サービスB	住民主体型デイサービス事業及び認知症カフェ事業	地域住民が主体となって要支援者等に対して集いの場を提供し、日常生活上の支援を行う。	
	通所型サービスC	口腔機能向上事業	歯科医師及び歯科衛生士が口腔の健康を保つポイントを指導する。	
		運動器機能向上事業	運動習慣を身に付けることによる日常生活の維持又は改善を目的とした運動器機能の向上に係る運動及び知識の習得の支援を行う。	
		認知症予防事業	生活習慣の見直しによる認知機能の維持又は改善を目的とした生活機能の向上のためのプログラムの実施又は認知症	

		に係る知識の習得の支援を行う。	
その他の生活支援サービス	栄養改善配食サービス事業	要支援者等に対し、栄養改善を目的とした配食とともに、一人暮らしの高齢者等の見守りを行う。	
介護予防ケアマネジメント	介護予防ケアマネジメント事業	介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、要支援者等の状況に合った適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行う。	10円に単価告示に定める岐阜市の地域区分における居宅介護支援の割合を乗じて得た額とする。

別表第2（第5条関係）

1 基準緩和型デイサービス事業

事業の内容		単位数 (1回当たり)
送迎の有無	入浴の有無	
○	○	360単位
○	×	335単位
×	○	335単位
×	×	310単位

備考 事業の内容欄の記号は、送迎及び入浴のサービスについて、○印は実施する、×印は実施しないことを示す。

2 運動器機能向上事業及び認知症予防事業

事業	事業における費用額	利用者負担額
運動器機能向上事業	3,970円	390円
認知症予防事業	4,610円	460円